**開示事項及び開示・記載上の注意**

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「新たな事業の開始」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（６）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。